

政令第 号

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

理由

割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。